報告第２１号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年 ９ 月 １ 日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

専　決　処　分　書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

小田原市認可地縁団体印鑑条例（平成５年小田原市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

令和　８　年　８　月１４日

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、同令の用語を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。